

## 特定非営利活動法人昭和のくらし博物館賛助会員規約

(賛助会員の役割、通常名称及び種別)

第1条 賛助会員の役割は、定款第3条に定められた目的、定款第4条に定められた活動及び定款第5条に定められた事業に賛同し、会費、寄付等の支払いその他の活動を通じて支援することである。

2 賛助会員の通常名称を「サポーター」とする。以下、以下、本規約において「賛助会員」を「サポーター」と表す。

3 サポーターの種別は次の通りとする。

(1)ちゃぶ台サポーター

(2)はがまサポーター

(3)ざぶとんサポーター

(4)おしゃもじサポーター

(入会)

第2条 入会を希望する者は、種別に応じた会費を支払うことで入会したとみなす。

(会費)

第3条 会費は、種別に応じて以下のとおりとする。

(1)ちゃぶ台サポーター 一口10000円、何口でも

(2)はがまサポーター 5000円

(3)ざぶとんサポーター 3000円

(4)おしゃもじサポーター 1000円

2 サポーターは、会費を毎年当該年度の当初に納入する。年度中途に入会した者の会費の扱いは、別途、定める。

3 既納の会費は返還しない。

(特典)

第4条 特典は、サポーターの種別に応じて、別途、定める。

(退会)

第5条 退会を希望する者は、本人が任意の書面(紙又は電磁的方法)で当法人に通知すれば足りることとする。

(規約の変更)

第6条 この規約は、理事会の議決によって変更することができる。

2 この規約を変更した場合は、速やかに一般に周知するとともに、変更時点でサポーターである者に対しては、個別に通知する。周知及び通知の方法は、別途、定める。

附則 賛助会員規約は、2026年6月11日より発効する